

## 九州大学法科大学院と鹿児島大学法科大学院の教育連携協定の締結について

**概 要**

九州大学法科大学院と鹿児島大学法科大学院は、平成16年の創設以来、遠隔授業システム等を用いた教育の連携を行ってきましたが、今般、さらなる教育連携の方策について協議を行い、新たに滞在型特別聴講学生の相互受け入れについて合意を得たため、下記のとおり両大学学長同席の下で協定を締結し、記者会見を行うことになりました。

**(調印式・記者会見)**

日 時：平成21年7月23日（木） 11：00～

会 場：九州大学事務局貴賓室（箱崎キャンパス事務局第1庁舎2階）

出席者：九州大学総長 有川 節夫  
九州大学法科大学院長 西山 芳喜  
鹿児島大学長 吉田 浩己  
鹿児島大学法科大学院長 采女 博文

**■背景**

九州大学法科大学院と鹿児島大学法科大学院は、これまで熊本大学法科大学院と琉球大学法科大学院ともども、九州・沖縄法科大学院教育連携という形で共同の取り組みを行ってきた経緯があります。

このたび、法曹養成課程の一層の充実と多様性の拡大を目指すという共通認識の下で協議した結果、この両校の間の新たな取り組みとして、滞在型特別聴講学生の相互受け入れを実施するという合意に達しました。

**■内 容**

これまで、複数の大学間において、科目ごとに単位互換を認める例はありましたが、学期という単位を前提に相手方大学のカリキュラムの履修を認めるのは、わが国で初めてのこととなります。協定では、両法科大学院の学生のうち希望者について、3年生の前期において、相手方の法科大学院に滞在し、同校の学生と同一の学修環境のもとで学修に励むこととなります。また、前期の学修状況により後期への延長も可能とすることとなっており、1、2年次の2年間を入学した法科大学院で、3年次の1年間を相手方の法科大学院でという、2つの法科大学院での本格的な研鑽を可能にしています。

この制度は、既存の単位互換制度をその限界まで利用して実現するものです。なお、修了は、入学した法科大学院の修了要件に従い、入学した法科大学院の修了となります。制度を利用する学生は、3年次に、それぞれの法科大学院に通える地域に引っ越すことが必要となりますが、両大学では、移動した学生の負担を軽減するための寮の利用や、修了後新司法試験までの学修環境への配慮も視野に入れて準備を進めています。

**■効 果**

九州大学法科大学院としては、鹿児島大学法科大学院との新たな形の連携を推進することを手始めとして、西日本地域の基幹校として、教育を開放し、複数の法科大学院の学生が相互に切磋琢磨できる学修環境を構築するという見地から、同地域における法曹養成課程や法学教育の充実・強化を意識した取り組みを一層推進することとなります。また、鹿児島大学法科大学院としては、少人数教育の体制に加えて、大人数での教育を受けるというオプションを増やすことにより、「地域に学び、地域を支える」という理念を充実させながら、学修カリキュラムを多様化します。

## ■今後の展開

個別の大学では実現できない、大学の壁を越えた開かれた環境を確保することで、教材の共有化や教員の相互研鑽など、より充実した教育体制や研究支援体制を確保し、法曹養成を一層手厚いものにする方策として推進させたいと考えています。

### 【お問い合わせ】

九州大学法科大学院長 西山 芳喜

電話：092-642-7223

FAX：092-642-3165

Mail：[nishiyama@law.kyushu-u.ac.jp](mailto:nishiyama@law.kyushu-u.ac.jp)